

## 指定・更新申請等の手続きについて

### 1 申請様式について

- ① 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、2018年10月1日以降、申請様式及び添付書類等が一部変更となっておりますので、ご注意ください。

(改正により提出が不要となった主な添付書類)

- ・定款、寄附行為等
- ・役員の氏名、生年月日及び住所を記した役員名簿
- ・資産の状況（資産目録、決算書等）

- ② 指定・更新申請等に係る手数料が、2019年8月1日以降の申請分から必要となるため、申請様式を改正し「山口県収入証紙貼付け欄」を設けます。

2019年8月1日以降の申請については、必ず改正後の様式を使用してください。

### 2 指定の更新について

- ① 介護保険事業所の指定有効期間は6年間です。指定有効期間を更新するためには更新手続きが必要です。なお、指定期間の満了前に個別に通知は行いませんので、各事業所において遅滞なく手続きをしてください。

- ② 居宅サービスと介護予防サービスなど、新規指定日が異なる場合は、指定の有効期限が異なりますので、ご注意ください。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、それぞれの更新時期が異なる場合、一方の指定更新と合わせて他方のサービスの更新時期を合わせることができる取扱いとします。(2019年10月1日更新分から。)

#### 更新時期を合わせる手続き

対象	居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っており指定の更新時期が異なる事業所
手続き	指定期間満了で更新する事業の更新申請書の提出時に、指定期間が残っている他方のサービスの更新申請書（同一の申請書類に必要事項を記入して申請）を併せて提出
手数料	居宅サービスの更新の手数料が必要
実施時期	2019年10月1日更新分から対象 (2019年8月1日以降の申請分を対象とする。)

**更新時期を合わせる例**

(居宅) 2019年10月1日更新 (手数料9,000円)

居宅サービス (有効期限：2019年9月30日)	居宅サービス・介護予防サービス (有効期限：2025年9月30日)
-----------------------------	--------------------------------------

(予防) 2019年10月1日更新



**有効期間6年未満で更新**

介護予防サービス (有効期限：2024年3月31日)	
-------------------------------	--

**参 考**

	サービス種別	有効期限	更新手続き	手数料	6年後の更新手数料
1 (更新時期を合わせる場合) (例)	・訪問入浴介護 ・訪問看護 (医療みなし以外) ・訪問リハ (医療みなし以外)	指定居宅サービス H31. 9. 30	<b>H31. 10. 1 更新</b>	更新 9,000 円	更新 9,000 円
		指定介護予防サービス H36. 3. 31	<b>H31. 10. 1 更新</b>		
2 (更新時期を合わせない場合) (例)	・福祉用具貸与 ・福祉用具販売 ・短期入所生活 ・特定施設入居	指定居宅サービス H31. 9. 30	H31. 10. 1 更新	更新 9,000 円	更新 9,000 円
		指定介護予防サービス H36. 3. 31	H36. 4. 1 更新	更新 9,000 円	更新 9,000 円
3 (施設みなし)	(施設みなし) ・通所リハ ・短期入所療養	指定居宅サービス	本体施設の有効期限と同時	無	無
		指定介護予防サービス			
4 (医療みなし)	(医療みなし) ・訪問看護 ・訪問リハ ・通所リハ ・居宅療養管理 ・短期入所療養	指定居宅サービス	本体医療機関の有効期限と同時	無	無
		指定介護予防サービス			

※ 訪問介護・通所介護及び施設サービスについては介護予防サービスの区分がないため、この表には記載していない。